

一般財団法人山口県建築住宅センター 確認検査業務等手数料

(令和元年 10 月 1 日改訂)

(別表第 1) 建築物に関する確認申請手数料

床面積の合計	物件種別	手数料の額	
		構造計算書無	構造計算書有
30 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	7,000 円	—
	その他 (特例無)	13,000 円	23,000 円
30 m ² を超えて 100 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	13,000 円	—
	その他 (特例無)	19,000 円	26,000 円
100 m ² を超えて 200 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	20,000 円	—
	その他 (特例無)	30,000 円	40,000 円
200 m ² を超えて 500 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	27,000 円	—
	その他 (特例無)	40,000 円	54,000 円

※床面積の合計は、次の①及び②の場合を除き申請部分の床面積の合計とする。

①計画変更の場合の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計の二分の一とする。ただし、計画変更内容を勘案し審査業務量が 30 m²以内の物件に相当するとセンターが判断した物件にあっては 30 m²以内であるものとする。

②建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該移転、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の二分の一とする。

※法第 56 条第 7 項の天空率審査を要する物件については、10,000 円を加算する。

※法第 20 条に係る既存不適格緩和適用審査を要する物件については、5,000 円を加算する。

(別表第 2) 建築物に関する中間検査手数料

床面積の合計	物件種別	手数料の額	
		センター確認物件	他機関確認物件
30 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	13,000 円	16,000 円
	その他 (特例無)	19,000 円	25,000 円
30 m ² を超えて 100 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	16,000 円	22,000 円
	その他 (特例無)	24,000 円	33,000 円
100 m ² を超えて 200 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	21,000 円	31,000 円
	その他 (特例無)	31,000 円	46,000 円
200 m ² を超えて 500 m ² 以内	法第 6 条の 4 該当 (特例有)	28,000 円	41,000 円
	その他 (特例無)	42,000 円	62,000 円

※床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。

※令和元年 9 月 30 日以前にセンターで確認済証の交付を受けた物件の手数料は、従前の額とする。

(別表第3) 建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	物件種別	手数料の額	
		センター確認物件	他機関確認物件
30㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	14,000 円	17,000 円
	その他(特例無)	21,000 円	26,000 円
30㎡を超えて 100㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	17,000 円	23,000 円
	その他(特例無)	25,000 円	34,000 円
100㎡を超えて 200㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	23,000 円	33,000 円
	その他(特例無)	34,000 円	49,000 円
200㎡を超えて 500㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	31,000 円	44,000 円
	その他(特例無)	46,000 円	66,000 円

※床面積の合計は、次の場合を除き申請部分の床面積の合計とする。

○建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該移転、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の二分の一とする。

※法第20条に係る既存不適格緩和適用物件については、5,000円を加算する。

※令和元年9月30日以前にセンターで確認済証の交付を受けた物件の手数料は、従前の額とする。
(従前の額の方が安い場合に限る。)

(別表第4) 中間検査をセンターで受けた建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	物件種別	手数料の額
30㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	12,000 円
	その他(特例無)	18,000 円
30㎡を超えて 100㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	13,000 円
	その他(特例無)	20,000 円
100㎡を超えて 200㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	19,000 円
	その他(特例無)	27,000 円
200㎡を超えて 500㎡以内	法第6条の4該当(特例有)	25,000 円
	その他(特例無)	40,000 円

※床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とする。

※令和元年9月30日以前にセンターで確認済証の交付を受けた物件の手数料は、従前の額とする。

(別表第5) 建築設備及び工作物に関する申請手数料

業務種別	物件種別	手数料の額	
		建築設備	工作物
確認申請	建築設備の設置、工作物の築造	18,000 円	15,000 円
	確認済証交付後の計画変更	9,000 円	7,000 円
完了検査		22,000 円	18,000 円

※いずれも1基に対する手数料とする。

※他機関確認物件の完了検査手数料は、確認申請手数料の半額(千円未満は切捨)を加算する。

(建築確認申請等誤記訂正に係る手数料)

誤記訂正願一件につき	2,000 円
------------	---------